

令和3年4月第6回松阪市教育委員会臨時会会議録

令和3年4月20日（火）
教育委員会事務局 書記による持ち回り

議決事項

議案第13号 松阪市教育委員会教育長の兼業について

出席者

教育長	中 田 雅 喜
委員（教育長職務代理者）	岡 田 光 生
委員	長 井 雅 彦
委員	谷 口 雅 美
委員	服 部 美由紀

出席事務局職員

教育総務担当参事兼教育総務課長	中 西 雅 之
-----------------	---------

午前9時00分から午後1時30分までの間

○教育長（代読：事務局書記）

ただいまから令和3年4月第6回松阪市教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の議案第13号につきましては、国への報告が必要な急を要する案件であり、委員の皆様にご参集のうえ審議いただく時間的余裕もないことから、事務局書記による持ち回りとさせていただきます。あらかじめご了承ください。

それでは、議決事項に入らせていただきます。議案第13号「松阪市教育委員会教育長の兼業について」を議題とします。本議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定に基づき、教育長は退席として取り扱い、委員4人による審議とさせていただきます。

議案第13号「松阪市教育委員会教育長の兼業について」の提案理由を事務局から説明願います。

（教育総務課長から説明）

○事務局書記

ただいまの事務局の説明に対し、質疑、ご意見はございませんか。

◆委員

コロナ禍ですが、会議で東京へ行かれるのですか？

◎事務局

コロナが収束するまで当分の間はリモートで会議が開催される予定です。

◆委員

理解しました。このような状況下ですから、くれぐれもご留意ください。

○事務局書記

他に質疑、ご意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○事務局書記

質疑なしと認めます。通常であればこの後、討論に入るところですが、本日は討論を省略させていただき、これより採決に入ります。

議案第 13 号を可決することに賛成であれば挙手を求めます。

(委員の挙手)

○事務局書記

ありがとうございます。議案第 13 号は原案どおり可決ということで進めてまいります。全ての委員に審議をいただいた後、改めて議決結果をご報告申し上げます。

○教育長(代読:事務局書記)

次回の定例会についての日程報告等をお願いします。

◎事務局

次回の教育委員会定例会でございますが、4月27日火曜日午後1時30分から教育委員会室にて開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

○教育長(代読:事務局書記)

本日の議案第 13 号につきましては、国への報告が必要な急を要する案件であり、委員の皆様にご参集のうえ審議いただく時間的余裕もないことから、事務局書記による持ち回りとさせていただきます。あらかじめご了承ください。

それでは、議決事項に入らせていただきます。議案第 13 号「松阪市教育委員会教育長の兼業について」を議題とします。本議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 6 項の規定に基づき、教育長は退席として取り扱い、委員 4 人による審議とさせていただきます。

議案第 13 号「松阪市教育委員会教育長の兼業について」の提案理由を事務局から説明願います。

(教育総務課長から説明)

○事務局書記

ただいまの事務局の説明に対し、質疑、ご意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○事務局書記

質疑なしと認めます。通常であればこの後、討論に入るところですが、本日は討論を省略させていただき、これより採決に入ります。

議案第 13 号を可決することに賛成であれば挙手を求めます。

(委員の挙手)

○事務局書記

ありがとうございます。議案第 13 号は原案どおり可決ということで進めてまいります。全ての委員に審議をいただいた後、改めて議決結果をご報告申し上げます。

○教育長(代読:事務局書記)

次回の定例会についての日程報告等をお願いします。

◎事務局

次回の教育委員会定例会でございますが、4月27日火曜日午後1時30分から教育委員会室にて開催いたしますので、よろしく願いいたします。

○教育長(代読:事務局書記)

本日の議案第 13 号につきましては、国への報告が必要な急を要する案件であり、委員の皆様にご参集のうえ審議いただく時間的余裕もないことから、事務局書記による持ち回りとさせていただきます。あらかじめご了承ください。

それでは、議決事項に入らせていただきます。議案第 13 号「松阪市教育委員会教育長の兼業について」を議題とします。本議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 6 項の規定に基づき、教育長は退席として取り扱い、委員 4 人による審議とさせていただきます。

議案第 13 号「松阪市教育委員会教育長の兼業について」の提案理由を事務局から説明願います。

(教育総務課長から説明)

○事務局書記

ただいまの事務局の説明に対し、質疑、ご意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○事務局書記

質疑なしと認めます。通常であればこの後、討論に入るところですが、本日は討論を省略させていただき、これより採決に入ります。

議案第 13 号を可決することに賛成であれば挙手を求めます。

(委員の挙手)

○事務局書記

ありがとうございます。議案第 13 号は原案どおり可決ということで進めてまいります。全ての委員に審議をいただいた後、改めて議決結果をご報告申し上げます。

○教育長(代読:事務局書記)

次回の定例会についての日程報告等をお願いします。

◎事務局

次回の教育委員会定例会でございますが、4月27日火曜日午後1時30分から教育委員会室にて開催いたしますので、よろしく願いいたします。

○教育長(代読:事務局書記)

本日の議案第 13 号につきましては、国への報告が必要な急を要する案件であり、委員の皆様にご参集のうえ審議いただく時間的余裕もないことから、事務局書記による持ち回りとさせていただきます。あらかじめご了承ください。

それでは、議決事項に入らせていただきます。議案第 13 号「松阪市教育委員会教育長の兼業について」を議題とします。本議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 6 項の規定に基づき、教育長は退席として取り扱い、委員 4 人による審議とさせていただきます。

議案第 13 号「松阪市教育委員会教育長の兼業について」の提案理由を事務局から説明願います。

(教育総務課長から説明)

○事務局書記

ただいまの事務局の説明に対し、質疑、ご意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○事務局書記

質疑なしと認めます。通常であればこの後、討論に入るところですが、本日は討論を省略させていただきます、これより採決に入ります。

議案第 13 号を可決することに賛成であれば挙手を求めます。

(委員の挙手)

○事務局書記

ありがとうございます。全ての委員から挙手をいただきましたので、議案第 13 号は原案どおり可決いたしました。 → 後ほど全委員に可決を報告

○教育長(代読:事務局書記)

次回の定例会についての日程報告等をお願いします。

◎事務局

次回の教育委員会定例会でございますが、4月27日火曜日午後1時30分から教育委員会室にて開催いたしますので、よろしく願いいたします。

○教育長(代読:事務局書記)

それでは、これで令和3年4月第6回松阪市教育委員会臨時会を閉会いたします。

午後1時30分 閉会